

○ 最近の防衛省・自衛隊における賭博行為での処分実績（いつ、どこで、誰が、どのような賭博行為で違反し、どのような処分となったのか。）

(最近の事例)

処分日	所属	処分量定	概要
H29. 3. 27	陸自第8高射特 科群 (青野原駐屯地)	A: 停職30日 B: 停職30日 C: 停職5日 D: 停職5日 E: 停職5日 F: 停職5日 G: 停職5日 H: 停職5日 I: 停職5日	平成26年5月上旬から平成28年3月頃までの間、駐屯地内において複数人と金銭を賭けた麻雀を複数回行ったもの。 ※A及びBはその他の者を強引に誘った。
H29. 7. 28	海自補給本部 (十条基地)	A: 停職25日 B: 停職25日 C: 停職6日 D: 停職6日 E: 停職6日 F: 停職10日	平成28年5月頃から同年11月頃までの間、Fの自宅等において複数人と賭博(麻雀)を行ったもの。 ※A及びBは生活指導と称してFから3万6千円の金銭を共謀して受け取った。
H29. 7. 28	海自呉造修補給 所(呉基地)	A: 停職6日	平成28年7月頃、都内の雀荘において賭博(麻雀)を行ったもの。
H30. 3. 27	陸自13普通科 連隊(松本駐屯地)	A: 停職5日 B: 停職5日 C: 停職5日	平成28年11月頃から平成30年1月頃までの間、自宅等において金銭を賭けた賭博(麻雀)を行ったもの。

H30. 9. 3	陸自第35普通科連隊(守山駐屯地)	A: 免職 B: 停職8日 C: 停職8日 D: 停職8日 E: 停職5日 F: 停職1日 G: 停職3日	平成28年4月以降、部外のネットカジノ店に複数回出入して賭博行為を行なったもの。 ※Aは借財返済のため同期隊員から25万円を搾取した
-----------	-------------------	---	---

○自衛隊法第46条に係る一般職との違いについて

本条は、懲戒処分に関する規定であり、降任を除き、一般職と同様である。

懲戒処分は、自衛隊の規律と秩序を維持するため、隊員に対して科す制裁である。本条の「降任」は、一般職の国家公務員の懲戒処分にはないものである。(国家公務員法第八二条)。これは、自衛隊という階級組織を重視したものであり、第三七条に基づく功勞による昇任に対応するものである。(参考1)

(出典: 防衛二法の解説(抄) 行財政問題調査研究会 編)

○一般職相当の防衛省の懲戒処分の基準について

陸上自衛隊であれば、「懲戒処分等の基準に関する達」がある。当該基準は、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第66号)第22条の規定に基づき、防衛大臣の承認を得て定める基準であり、海上自衛隊や航空自衛隊も同様の基準が定められている。

賭博については、「私行上の非行」の違反態様で整理している。私行上の非行該当部分は別添のとおり。(参考2)

## 懲戒処分の指針について

(平成12年3月31日職職一68)

(人事院事務総長発)

最終改正：令和2年4月1日職審一131

人事院では、この度、懲戒処分がより一層厳正に行われるよう、任命権者が懲戒処分に付すべきと判断した事案について、処分量定を決定するに当たっての参考に供することを目的として、別紙のとおり懲戒処分の指針を作成しました。

職員の不祥事に対しては、かねて厳正な対応を求めてきたところですが、各省庁におかれては、本指針を踏まえ、更に服務義務違反に対する厳正な対処をお願いいたします。

特に、組織的に行われていると見られる不祥事に対しては、管理監督者の責任を厳正に問う必要があること、また、職務を怠った場合（国家公務員法第82条第1項第2号）も懲戒処分の対象となることについて、留意されるようお願いいたします。

以 上

別紙

## 懲戒処分の指針

## 第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとする

- ① 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

## 第2 標準例

## 1 一般服務関係

## (1) 欠勤

ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。

(10) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員は、免職とする。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

(12) 淫行

1 8歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員は、免職又は停職とする。

(13) 痴漢行為

公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員は、停職又は減給とする。

(14) 盗撮行為

公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員は、停職又は減給とする。

4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転

ア 酒酔い運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職とする。

イ 酒気帯び運転をした職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職又は停職（事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職）とする。

ウ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知らずながら当該職員が運転する車両に同乗した職員は、飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

イ 人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(3) 飲酒運転以外の交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上判断するものとする。

5 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

標準例一覧（HTML形式による表示上、正しいレイアウトになっていません。PDFも御参照ください。）

## 黒川弘務東京高等検察庁検事長の職責についての検討結果

令和2年5月21日 法務省

### 1 法務省による調査結果（以下「調査結果」という。）

令和2年5月21日付け「黒川弘務東京高等検察庁検事長に関する記事についての調査結果」（以下「調査結果」という。）記載のとおり。

### 2 職責対象となるべき事実等

#### (1) 対象事実

黒川弘務東京高等検察庁検事長（以下「黒川検事長」という。）は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の自粛要請期間中である令和2年5月1日頃及び同月13日頃の2回にわたり、東京都内に所在するマンション一室において、報道関係者ら3名とともに、金銭を賭けて麻雀を行ったものである。

#### (2) 対象事実特定の理由

黒川検事長については、調査結果のとおり、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の自粛要請期間中である令和2年5月1日頃及び同月13日頃の2回にわたり、記者A、記者B及び記者Cとともに、金銭を賭けて麻雀を行った事実が認められ、この行為は、誠に不適切なものであると認められる。

他方で、黒川検事長が、令和2年5月1日頃及び同月13日頃、記者A方で麻雀を行った後、記者の手配したハイヤーに同乗して帰宅した事実、及び当該ハイヤーの料金を支払っていない事実が認められたが、黒川検事長個人のために手配されたハイヤーを利用したのではなく、記者Bが帰宅するハイヤーに同乗したものであったと認められ、また、追加費用が発生した事実も確認できないことからすると、社会通念上相当と認められる程度を超えた財産上の利益の供与があったとまでは認められない。

そこで、職責対象となるべき事実として、前記(1)のとおり特定した。

### 3 調査結果を踏まえた黒川検事長の職責の在り方

(1) 検察官は、刑事訴訟法上、唯一の公訴提起機関であり、その職務執行

の公正が直接刑事裁判の結果に重大な影響を及ぼす職責を担っている。

そして、黒川検事長は、令和2年5月当時、自ら検察官であったことはもとより、東京高等検察庁検事長として、同高等検察庁管内の全検察官を含む検察庁職員を指揮監督する立場にあった。

そのような立場にありながら、黒川検事長は、調査結果のとおり、令和2年5月1日頃及び同月13日頃に、東京都内において、それぞれ、記者A、記者B及び記者Cと金銭を賭けた麻雀を行ったものである。

また、これらの行為が行われた時期は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、政府による緊急事態宣言が行われ、広く外出自粛等が呼びかけられていた上、法務省からも、法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針が発出され、法務・検察職員においては、これらを踏まえた行動が求められていた時期であった。

さらに、前記各事実以外の機会における金銭を賭けた麻雀については、その具体的な日付を特定しての事実の認定には至らなかったものの、記者A、記者B及び記者Cとともに、約3年前から、月1、2回程度、金銭を賭けた麻雀を行っていたことが認められる。

以上によれば、黒川検事長による前記行為は、誠に不適切であったと認められる。

- (2) 他方で、前記一連の金銭を賭けた麻雀については、旧知の間柄の者の間で、いわゆる点ピン（1,000点を100円換算とするもの）と呼ばれる、必ずしも高額とまではいえないレートで行われたものである。

また、黒川検事長は、事実を認めて深く反省している事実も認められる。

さらに、黒川検事長については、これまで法務省及び検察庁において長年にわたり勤務してきたものであり、その勤務態度は良好で、組織に対して多大な貢献をしてきたものであって、本件までに懲戒処分等を受けたこともなかった。

- (3) これらを総合的に考慮し、先例も踏まえると、黒川検事長に対しては、国家公務員法上の懲戒処分に付すべきとまでは認められないものの、監督上の措置として、最も重い訓告とするのが相当であると考えられる。

## 黒川弘務東京高等検察庁検事長に関する記事についての調査結果

令和2年5月21日 法務省

週刊誌「週刊文春」（2020年5月28日号）に、黒川弘務東京高等検察庁検事長（以下「黒川検事長」という。）が、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る緊急事態宣言下の令和2年5月1日頃、東京都内の報道機関の記者の自宅において、複数人の記者と、賭け麻雀を行っていた。」旨の記事（以下「本件記事」という。）が掲載された。

法務省は、本件記事の真偽につき、関係する報道機関の公表内容の確認及び黒川検事長本人からの事情聴取といった調査を行ったので、その結果を下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 本件記事の概要等

本件記事は、黒川検事長について、概要

- ① 黒川検事長は、緊急事態宣言下の令和2年5月1日頃、東京都内の産経新聞に所属する記者A方において、同人、同じく産経新聞に所属する記者B及び朝日新聞に所属する記者Cとともに、賭け麻雀を行っていた。
- ② 黒川検事長は、同日の賭け麻雀終了後、記者の手配したハイヤーに同乗して、記者A方から帰宅する便宜を図ってもらっていた。
- ③ 黒川検事長は、同月13日頃にも、記者A方において、同人及び記者Bと賭け麻雀をし、記者Bの手配したハイヤーで帰宅した。

などと報じている。

#### 2 調査結果

##### (1) 各記事に共通する事実関係等

###### ア 緊急事態宣言について

本件記事の対象となっている期間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、政府により、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われ、外出自粛等の取組への協力が広く呼

びかけられていた期間であった。

法務省においても、法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針が発出され、いわゆる三密を避けるべきものとされていた。

#### イ 各記者との関係

本件記事に記載されている記者A、記者B及び記者Cは、黒川検事長を取材対象として担当するなどしていた者であり、黒川検事長と旧知の間柄であった。

#### (2) 個別記事に関する事実関係等

ア 記事①「緊急事態宣言下の令和2年5月1日頃、記者A方で、同人、記者B及び記者Cとともに、賭け麻雀を行っていた」について  
(調査結果)

黒川検事長が、緊急事態宣言下の令和2年5月1日頃の勤務時間外に、東京都内の記者A方において、同人、記者B及び記者Cとともに、飲酒したほか、金銭を賭けて麻雀を行っていた事実が認められた。

この麻雀は、いわゆる点ピン（1,000点を100円換算とするもの）と呼ばれるレートで行われていたものであり、参加した者の間で、1万円から2万円程度の現金のやり取りがなされていた。

イ 記事②「黒川検事長は、令和2年5月1日頃の賭け麻雀終了後、記者の手配したハイヤーに同乗して、記者A方から帰宅する便宜を図ってもらっていた」について

(調査結果)

黒川検事長が、令和2年5月1日頃に、記者A方で麻雀を行った後、記者Bの手配したハイヤーに同乗して帰宅した事実及び当該ハイヤーの料金を支払っていない事実が認められた。

なお、この点については、検事長の立場にある者として軽率な行為であるとのそしりを免れないものの、黒川検事長個人のために手配されたハイヤーを利用したのではなく、記者Bが帰宅するハイヤーに同乗したものであったと認められる。

ウ 記事③「黒川検事長は、令和2年5月13日頃にも、記者A方において、同人及び記者Bと賭け麻雀を行い、記者Bの手配したハイヤーで帰宅した」について

(調査結果)

黒川検事長が、緊急事態宣言下の令和2年5月13日頃の勤務時間外に、記者A方において、同人、記者Bらと金銭を賭けて麻雀を行っていた事実が認められた。

この日もいわゆる点ピンと呼ばれるレートで行われており、参加した者の間で、1万円から2万円程度の現金のやり取りがなされていた。

また、記者A方で麻雀を行った後、記者Bの手配したハイヤーに同乗して帰宅した事実及び当該ハイヤーの料金を支払っていない事実が認められたが、黒川検事長個人のために手配されたハイヤーを利用したのではなく、記者Bが帰宅するハイヤーに同乗したものであったと認められる。

#### エ その他の事実

黒川検事長に関して、前記各事実以外の機会における金銭を賭けた麻雀やハイヤーの送迎の事実についても、調査を行った。

黒川検事長が、記者A、記者B及び記者Cとともに、約3年前から、月1、2回程度、前記各事実同様のレートで金銭を賭けた麻雀を行っていたことや、記者が帰宅するハイヤーに同乗したことが認められるが、その具体的な日付を特定しての事実の認定には至らなかった。